

II-5 軽微な変更に関する運用

軽微な変更とみなす計画変更の取扱い要領

（用語の定義）

- 第1条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 建築物等 建築物、建築設備及び工作物をいう。
  - 二 軽微な変更 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条、法87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更をいう。
  - 三 第三号建築物 法第6条第1項第三号に掲げる建築物をいう。
  - 四 建築主等 建築主若しくは築造主又は代理人、設計者若しくは工事監理者をいう。
  - 五 都市計画区域等 都市計画区域及び準都市計画区域をいう。

（事前協議）

第2条 建築主等は、確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、確認済証の交付を受けた建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）と協議を行うものとする。ただし、当該変更が、明らかに軽微な変更又は次条の計画変更該当する場合は、協議を省略することができるものとする。

（軽微な変更とみなす計画変更）

第3条 計画変更が次に掲げるものであって、当該変更により建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められるときは、軽微な変更とみなすものとする。

項目	変更内容	判断基準
(1) 敷地に関する変更	・単なる道路幅員の変更	建築物又は建築物の部分の形状、構造、平面計画、位置等の変更を必要としない範囲の変更であること。
	・単なる接道長さの変更	
	・単なる敷地形状の変更	
	・単純な配置変更（都市計画区域等内の配置変更にあつては、原則として1m程度の移動を限度とする。） ・単純な平面計画の反転若しくは回転	
(2) 床面積の変更	・10㎡以内の単なる増加（防火・準防火地域を除く。）	確認申請手数料に影響がなく、具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。
(3) 建築物等の高さの変更	・高さ5%以内の単なる増加	具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。
(4) 建築面積又は築造面積の変更	・10㎡以内の単なる増加	
(5) 平面計画の変更	・1棟の床面積又は築造面積の合計の10%以内（第三号建築物にあつては50%以内）の部分的な変更	
(6) 防火・避難施設に関する変更	・各施設の壁長、位置、距離、数量等のそれぞれ10%以内の部分的な変更	

II-5 軽微な変更に関する運用

軽微な変更とみなす計画変更の取扱い要領

（用語の定義）

- 第1条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 建築物等 建築物、建築設備及び工作物をいう。
  - 二 軽微な変更 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条、法87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更をいう。
  - 三 第三号建築物 法第6条第1項第三号に掲げる建築物をいう。
  - 四 建築主等 建築主若しくは築造主又は代理人、設計者若しくは工事監理者をいう。
  - 五 都市計画区域等 都市計画区域及び準都市計画区域をいう。

（事前協議）

第2条 建築主等は、確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、確認済証の交付を受けた建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）と協議を行うものとする。ただし、当該変更が、明らかに軽微な変更又は次条の計画変更該当する場合は、協議を省略することができるものとする。

（軽微な変更とみなす計画変更）

第3条 計画変更が次に掲げるものであって、当該変更により建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められるときは、軽微な変更とみなすものとする。

項目	変更内容	判断基準
(1) 敷地に関する変更	・単なる道路幅員の変更	建築物又は建築物の部分の形状、構造、平面計画、位置等の変更を必要としない範囲の変更であること。
	・単なる接道長さの変更	
	・単なる敷地形状の変更	
	・単純な配置変更（都市計画区域等内の配置変更にあつては、原則として1m程度の移動を限度とする。） ・単純な平面計画の反転若しくは回転	
(2) 床面積の変更	・10㎡以内の単なる増加（防火・準防火地域を除く。）	確認申請手数料に影響がなく、具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。
(3) 建築物等の高さの変更	・高さ5%以内の単なる増加	具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。
(4) 建築面積又は築造面積の変更	・10㎡以内の単なる増加	
(5) 平面計画の変更	・1棟の床面積又は築造面積の合計の10%以内（第三号建築物にあつては50%以内）の部分的な変更	
(6) 防火・避難施設に関する変更	・各施設の壁長、位置、距離、数量等のそれぞれ10%以内の部分的な変更	

改正後（令和8年4月1日以降）

する変更		
(7) 開口部の位置及び大きさ	・開口部の位置及び大きさの部分的な変更	
(8) 主要構造部、構造耐力上主要な部分等	・部分的な変更で、構造計算のやり直しが必要でないもの ・構造計画の変更に関するもので別に定めるもの（→「軽微な変更とみなす構造計画の変更について定める件」）	「軽微な変更とみなす構造計画の変更について定める件」(P.143)による。
(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	
(9) シックハウス規定	・換気設備の変更で能力の変更がないもの ・換気設備の変更で換気経路に関する変更を伴わないもの ・換気経路の部分的な変更で換気設備の能力の変更を伴わないもの	必要換気量に変更がなく、必要換気量を下回らない変更であること。 具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。
(10) 浄化槽等	・大臣認定浄化槽を別の大臣認定浄化槽とする変更（人槽の変更がないものに限る。） ・浄化槽処理又はくみ取り便所から下水道放流への変更 ・下水道放流又はくみ取り便所から浄化槽処理への変更で一定のもの ・下水道放流又は浄化槽処理からくみ取り便所への変更で一定のもの	①住宅(日本工業規格JIS A 3302の3.1の表の2項イ)で②浄化槽が大臣認定浄化槽であること。 確認の特例の対象であること。
(11) その他	・上記(1)から(10)までに掲げるものに類する変更	具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。

(建築計画概要書の提出)

第4条 軽微な変更又は軽微な変更とみなす計画変更に該当する場合で、計画変更前の建築計画概要書の記載事項に変更が生じる場合は、建築主は計画変更後の建築計画概要書を建築確認済証の交付を受けた建築主事等に提出するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は 年 月 日から施行する。
- 「軽微な変更に準ずる計画変更の取扱いについて」（平成11年10月13日付け建第439号）は廃止する。

改正前（令和8年3月31日以前）

する変更		
(7) 開口部の位置及び大きさ	・開口部の位置及び大きさの部分的な変更	
(8) 主要構造部、構造耐力上主要な部分等	・部分的な変更で、構造計算のやり直しが必要でないもの ・構造計画の変更に関するもので別に定めるもの（→「軽微な変更とみなす構造計画の変更について定める件」）	「軽微な変更とみなす構造計画の変更について定める件」(P.143)による。
(9) 木造の建築物又は建築物の部分	・壁及び筋かいの位置及び種類の変更（原則として、壁長、位置、数量等のそれぞれ30%以内の部分的な変更に限る。） ・通し柱に関する変更	具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。
(10) シックハウス規定	・換気設備の変更で能力の変更がないもの ・換気設備の変更で換気経路に関する変更を伴わないもの ・換気経路の部分的な変更で換気設備の能力の変更を伴わないもの	必要換気量に変更がなく、必要換気量を下回らない変更であること。 具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。
(11) 浄化槽等	・大臣認定浄化槽を別の大臣認定浄化槽とする変更（人槽の変更がないものに限る。） ・浄化槽処理又はくみ取り便所から下水道放流への変更 ・下水道放流又はくみ取り便所から浄化槽処理への変更で一定のもの ・下水道放流又は浄化槽処理からくみ取り便所への変更で一定のもの	①住宅(日本工業規格JIS A 3302の3.1の表の2項イ)で②浄化槽が大臣認定浄化槽であること。 確認の特例の対象であること。
(12) その他	・上記(1)から(11)までに掲げるものに類する変更	具体的な数値や図により改めて検討しなくても建築基準関係規定に適合することが明らかであること。

(建築計画概要書の提出)

第4条 軽微な変更又は軽微な変更とみなす計画変更に該当する場合で、計画変更前の建築計画概要書の記載事項に変更が生じる場合は、建築主は計画変更後の建築計画概要書を建築確認済証の交付を受けた建築主事等に提出するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は 年 月 日から施行する。
- 「軽微な変更に準ずる計画変更の取扱いについて」（平成11年10月13日付け建第439号）は廃止する。

軽微な変更とみなす**構造計画の変更**について定める件

「軽微な変更とみなす計画変更の取扱い要領」第3条の表の第(8)号の規定に基づき、構造計画の変更で軽微な変更とみなすものについて次のとおり定める。

**第1 基本事項**

取扱い要領第3条の表の第(8)号の構造計画の変更で軽微な変更とみなすものは、次表に示すもので、かつ、再度全体架構モデル計算を行わなくてよいものとする。ただし、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が、特に構造計算適合性判定を求める必要があると判断した場合を除く。

変更部分	変更項目	条件等	
基礎	杭の位置（杭芯ずれを含む）、長さ、本数又は構造（径・材種・工法等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下部構造（杭、フーチング、基礎梁）のみの検討で処理できること</li> <li>位置又は長さの変更の場合、フーチング、基礎梁の補強は認められる</li> <li>本数又は構造の変更の場合、杭総体としての支持力・水平抵抗力・引抜き抵抗力等が同程度確保されること</li> </ul>	
	地盤改良の工法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に関する変更を伴わないこと</li> <li>地盤改良を行わない計画から地盤改良を行う計画への変更は認められない。ただし「非木造建築物で平屋かつ延べ面積 200 m<sup>2</sup>以内」及び「木造建築物で地階を除く階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 m<sup>2</sup>以内」で、構造計算※によって安全性を確かめたものではないものは除く。</li> <li>※ 令和 6 年国交省告示第 973 号により定められる計算は除く。</li> </ul>	
	フーチングの位置、大きさ又は断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>位置の変更の場合、当該変更部材に接する部材の変更は認める</li> </ul>	
二次部材	小梁（片持ち梁を含む）の位置、長さ又は断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>位置の変更の場合、当該変更部材に接する部材の変更は認める</li> </ul>	
	間柱の位置、長さ又は断面		
	床版（屋根版）又は庇の位置、大きさ又は断面		
	雑壁の位置、大きさ又は断面		<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>R C造の場合、剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> </ul>
	床版又は屋根に設ける水平ブレースの位置又は断面		<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>十分な水平剛性を確保できる範囲内での変更に限る</li> </ul>

軽微な変更とみなす**構造計画の変更**について定める件

「軽微な変更とみなす計画変更の取扱い要領」第3条の表の第(8)号の規定に基づき、構造計画の変更で軽微な変更とみなすものについて次のとおり定める。

**第1 基本事項**

取扱い要領第3条の表の第(8)号の構造計画の変更で軽微な変更とみなすものは、次表に示すもので、かつ、再度全体架構モデル計算を行わなくてよいものとする。ただし、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が、特に構造計算適合性判定を求める必要があると判断した場合を除く。

変更部分	変更項目	条件等	
基礎	杭の位置（杭芯ずれを含む）、長さ、本数又は構造（径・材種・工法等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下部構造（杭、フーチング、基礎梁）のみの検討で処理できること</li> <li>位置又は長さの変更の場合、フーチング、基礎梁の補強は認められる</li> <li>本数又は構造の変更の場合、杭総体としての支持力・水平抵抗力・引抜き抵抗力等が同程度確保されること</li> </ul>	
	地盤改良の工法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に関する変更を伴わないこと</li> <li>地盤改良を行わない計画から地盤改良を行う計画への変更は認められない（<b>三号建築物</b>を除く）</li> </ul>	
	フーチングの位置、大きさ又は断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>位置の変更の場合、当該変更部材に接する部材の変更は認める</li> </ul>	
二次部材	小梁（片持ち梁を含む）の位置、長さ又は断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>位置の変更の場合、当該変更部材に接する部材の変更は認める</li> </ul>	
	間柱の位置、長さ又は断面		
	床版（屋根版）又は庇の位置、大きさ又は断面		
	雑壁の位置、大きさ又は断面		<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>R C造の場合、剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> </ul>
	床版又は屋根に設ける水平ブレースの位置又は断面		<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>十分な水平剛性を確保できる範囲内での変更に限る</li> </ul>

改正後（令和8年4月1日以降）

	床版又は雑壁等に設ける開口部の位置又は大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>・剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> </ul>
主 架 構 部 材	柱・大梁・耐震壁の断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面性能が減少しない変更であること（微少なレベルでの強度又は耐力の数値変動は可）</li> <li>・荷重、剛比や保有水平耐力等の変化による全体的な応力バランスや崩壊メカニズム等に注意し、その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>・剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> <li>・柱・大梁の位置の変更は原則認めない</li> </ul>
	耐震壁の位置若しくは開口部の位置又は大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>・剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> </ul>
その他	鉄骨造の継手・仕口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材等の性能が減少しない変更であること（微少なレベルでの強度又は耐力の数値変動は可）</li> </ul>
	鉄筋の仕様、継手、定着方法	
	コンクリート材料	

第2 判断が困難な場合の取扱い

変更内容等が第1の表の事項に該当するか判断が困難な場合は、建築主事等が当該建築物の判定を担当する指定構造計算適合性判定機関と協議したうえで判断するものとする。

変更内容が複数ある場合は、複合的な影響を判断して、個別に協議するものとする。

第3 本取扱いの改正

この取扱いは、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）等の円滑な運用を図るために、当面の取扱いを定めるものであり、熊本県建築確認円滑化対策連絡協議会等を通じて集約した関係機関等の意見を反映して、適宜改正するものとする。

第4 附 則

本取扱いは、 年 月 日から施行する。

計画の変更にあたっては事前に建築主事等との協議をお願いします。

改正前（令和8年3月31日以前）

	床版又は雑壁等に設ける開口部の位置又は大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>・剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> </ul>
主 架 構 部 材	柱・大梁・耐震壁の断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面性能が減少しない変更であること（微少なレベルでの強度又は耐力の数値変動は可）</li> <li>・荷重、剛比や保有水平耐力等の変化による全体的な応力バランスや崩壊メカニズム等に注意し、その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>・剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> <li>・柱・大梁の位置の変更は原則認めない</li> </ul>
	耐震壁の位置若しくは開口部の位置又は大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の部材の変更を伴わないこと</li> <li>・剛性や偏心に悪影響を与えない程度の変更に限る</li> </ul>
その他	鉄骨造の継手・仕口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材等の性能が減少しない変更であること（微少なレベルでの強度又は耐力の数値変動は可）</li> </ul>
	鉄筋の仕様、継手、定着方法	
	コンクリート材料	

第2 判断が困難な場合の取扱い

変更内容等が第1の表の事項に該当するか判断が困難な場合は、建築主事等が当該建築物の判定を担当する指定構造計算適合性判定機関と協議したうえで判断するものとする。

変更内容が複数ある場合は、複合的な影響を判断して、個別に協議するものとする。

第3 本取扱いの改正

この取扱いは、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）等の円滑な運用を図るために、当面の取扱いを定めるものであり、熊本県建築確認円滑化対策連絡協議会等を通じて集約した関係機関等の意見を反映して、適宜改正するものとする。

第4 附 則

本取扱いは、 年 月 日から施行する。

計画の変更にあたっては事前に建築主事等との協議をお願いします。

改正後（令和8年4月1日以降）

「軽微な変更」及び「軽微な変更とみなす計画変更」一覧

建築基準法施行規則第3条の2に定める「軽微な変更」と軽微な変更とみなす計画変更の取扱い要領に定める「軽微な変更とみなす計画変更」を項目別に整理すると次表のとおりとなる。

※1 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものに限る。

(あ) 項目	(い) 軽微な変更（建築基準法施行規則第3条の2）	(う) 軽微な変更とみなす計画変更
敷地に接する道路の幅員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市計画区域等内：道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。) ※1</li> <li>■都市計画区域等外での変更 ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単なる道路幅員の変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
敷地が道路に接する部分の長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市計画区域等内では変更後の接道長さが2m(条例で規定する場合にあつてはその長さ)以上である場合に限る。 ※1</li> <li>■都市計画区域等外での変更 ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単なる接道長さの変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地面積が増加する場合 ※1</li> <li>■敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。) ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単なる敷地形状の変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市計画区域等内：単純な配置変更(原則として1m程度の移動を限度とする。)又は単純な平面計画の反転若しくは回転で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> <li>■都市計画区域等外：単純な配置変更又は単純な平面計画の反転若しくは回転で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の高さが減少する場合(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。) ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の高さが増加する場合(5%以内の単なる増加に限る。)で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
建築物の階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の階数が減少する場合 ※1</li> </ul>	
建築面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築面積が減少する場合(都市計画区域等内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。) ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築面積が増加する場合(10㎡以内の単なる増加に限る。)で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床面積の合計が減少する場合(都市計画区域等内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。) ※1</li> <li>イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの</li> <li>ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防火・準防火地域外で床面積10㎡以内の単なる増加で確認申請手数料に影響がなく、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令第137条の17で指定する類似の用途相互間における用途の変更 ※1</li> </ul>	
平面計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>■1棟の床面積の合計の10%以内(第三号建築物にあつては50%以内)の部分</li> </ul>

改正前（令和8年3月31日以前）

「軽微な変更」及び「軽微な変更とみなす計画変更」一覧

建築基準法施行規則第3条の2に定める「軽微な変更」と軽微な変更とみなす計画変更の取扱い要領に定める「軽微な変更とみなす計画変更」を項目別に整理すると次表のとおりとなる。

※1 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものに限る。

(あ) 項目	(い) 軽微な変更（建築基準法施行規則第3条の2）	(う) 軽微な変更とみなす計画変更
敷地に接する道路の幅員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市計画区域等内：道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。) ※1</li> <li>■都市計画区域等外での変更 ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単なる道路幅員の変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
敷地が道路に接する部分の長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市計画区域等内では変更後の接道長さが2m(条例で規定する場合にあつてはその長さ)以上である場合に限る。 ※1</li> <li>■都市計画区域等外での変更 ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単なる接道長さの変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地面積が増加する場合 ※1</li> <li>■敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。) ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単なる敷地形状の変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市計画区域等内：単純な配置変更(原則として1m程度の移動を限度とする。)又は単純な平面計画の反転若しくは回転で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> <li>■都市計画区域等外：単純な配置変更又は単純な平面計画の反転若しくは回転で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の高さが減少する場合(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。) ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の高さが増加する場合(5%以内の単なる増加に限る。)で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
建築物の階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の階数が減少する場合 ※1</li> </ul>	
建築面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築面積が減少する場合(都市計画区域等内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。) ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築面積が増加する場合(10㎡以内の単なる増加に限る。)で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床面積の合計が減少する場合(都市計画区域等内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。) ※1</li> <li>イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの</li> <li>ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防火・準防火地域外で床面積10㎡以内の単なる増加で確認申請手数料に影響がなく、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</li> </ul>
用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令第137条の17で指定する類似の用途相互間における用途の変更 ※1</li> </ul>	
平面計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>■1棟の床面積の合計の10%以内(第三号建築物にあつては50%以内)の部分</li> </ul>

改正後（令和8年4月1日以降）

改正前（令和8年3月31日以前）

		的な変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合
防火・避難施設		■各施設の壁長、位置、距離、数量等のそれぞれ 10%以内の部分的な変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合
主要構造部又は構造耐力上主要な部分等	<p>■構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第 82 条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。） ※1</p> <p>■構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。） ※1</p> <p>■特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造の変更（変更後の建築材料（令第 46 条第 3 項の床組み又は小屋ばり組に用いるもの及び同条第 4 項の壁又は筋交いに用いるものを除く。以下この号において同じ。）が変更前の建築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（第八号に掲げる変更を除く。） ※1</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「特定木造建築物」とは…                  建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ(2)により、以下の要件を満たす木造建築物をいう。                  ・規模が、地階を除く階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 ㎡以下のもの。                  ・構造計算によって安全性を確かめたものではないこと。ただし令和 6 年国土交通省告示第 973 号により定められる計算は除く。</p> </div> <p>■構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、裝飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。） ※1</p> <p>■構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては同表の右欄に掲げる材料又は</p>	<p>■部分的な変更で、構造計算のやり直しが必要がなく、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>■構造計画に関する変更で別に定めるもの（「軽微な変更とみなす構造計画の変更について定める件」）</p>

		的な変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合
防火・避難施設		■各施設の壁長、位置、距離、数量等のそれぞれ 10%以内の部分的な変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合
主要構造部又は構造耐力上主要な部分等	<p>■構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第 82 条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。） ※1</p> <p>■構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。） ※1</p> <p>■特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造の変更（変更後の建築材料（令第 46 条第 3 項の床組み又は小屋ばり組に用いるもの及び同条第 4 項の壁又は筋交いに用いるものを除く。以下この号において同じ。）が変更前の建築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（第八号に掲げる変更を除く。） ※1</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(新設)</p> </div> <p>■構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、裝飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。） ※1</p> <p>■構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては同表の右欄に掲げる材料又は</p>	<p>■部分的な変更で、構造計算のやり直しが必要がなく、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p> <p>■壁及び筋かいの位置及び種類などの構造上の変更で壁長、位置及び数量等の 30%を超えず、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合（第三号建築物に限る。）</p> <p>■通し柱などの構造上の変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合（第三号建築物に限る。）</p> <p>■構造計画に関する変更で別に定めるもの（「軽微な変更とみなす構造計画の変更について定める件」）</p>

改正後（令和8年4月1日以降）

改正前（令和8年3月31日以前）

	構造とする変更に関し、特定天井にあつては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあつては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあつては、特定天井とする変更を除く。）※1																																	
材料・構造等	<p>■下表の左欄に掲げる材料又は構造を右欄に掲げる材料又は構造とする変更※1</p> <table border="1"> <tr> <td>不燃材料</td> <td>不燃材料</td> </tr> <tr> <td>準不燃材料</td> <td>不燃材料又は準不燃材料</td> </tr> <tr> <td>難燃材料</td> <td>不燃材料、準不燃材料又は難燃材料</td> </tr> <tr> <td>耐火構造</td> <td>耐火構造</td> </tr> <tr> <td>準耐火構造</td> <td>耐火構造又は準耐火構造</td> </tr> <tr> <td>防火構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は防火構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の9の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造</td> <td>令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の8の技術的基準に適合する構造</td> <td>令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>特定防火設備</td> <td>特定防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第110条の3の技術的基準に適合する</td> <td>特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112</td> </tr> </table>	不燃材料	不燃材料	準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料	難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料	耐火構造	耐火構造	準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造	防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造	令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造	特定防火設備	特定防火設備	令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	令第110条の3の技術的基準に適合する	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112	<p>■シックハウス規定に関する換気設備の変更（必要換気量を下回らないものに限る。）で、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合（換気経路に関する変更等を伴う場合を除く。）</p> <p>■シックハウス規定に関する換気経路に関する部分的な変更で、換気設備の能力の変更を伴わないもので、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p> <p>■大臣認定浄化槽を別の大臣認定浄化槽とする変更（人槽の変更がないものに限る。）</p> <p>■浄化槽処理又はくみ取り便所から下水道放流への変更</p> <p>■下水道放流又はくみ取り便所から浄化槽処理への変更（①住宅（日本工業規格 JIS A 3302の3.1の表の2項イ）で②大臣認定浄化槽の場合に限る。）</p> <p>■下水道放流又は浄化槽処理からくみ取り便所への変更（確認の特例対象の場合に限る。）</p> <p>■その他これらに類する変更で、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>
不燃材料	不燃材料																																	
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料																																	
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料																																	
耐火構造	耐火構造																																	
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造																																	
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造																																	
令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造																																	
令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造																																	
令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造																																	
令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造																																	
令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造																																	
令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造																																	
特定防火設備	特定防火設備																																	
令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備																																	
令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備																																	
令第110条の3の技術的基準に適合する	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112																																	

	構造とする変更に関し、特定天井にあつては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあつては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあつては、特定天井とする変更を除く。）※1																																	
材料・構造等	<p>■下表の左欄に掲げる材料又は構造を右欄に掲げる材料又は構造とする変更※1</p> <table border="1"> <tr> <td>不燃材料</td> <td>不燃材料</td> </tr> <tr> <td>準不燃材料</td> <td>不燃材料又は準不燃材料</td> </tr> <tr> <td>難燃材料</td> <td>不燃材料、準不燃材料又は難燃材料</td> </tr> <tr> <td>耐火構造</td> <td>耐火構造</td> </tr> <tr> <td>準耐火構造</td> <td>耐火構造又は準耐火構造</td> </tr> <tr> <td>防火構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は防火構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の9の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造</td> <td>令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の8の技術的基準に適合する構造</td> <td>令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>特定防火設備</td> <td>特定防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第110条の3の技術的基準に適合する</td> <td>特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112</td> </tr> </table>	不燃材料	不燃材料	準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料	難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料	耐火構造	耐火構造	準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造	防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造	令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造	特定防火設備	特定防火設備	令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	令第110条の3の技術的基準に適合する	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112	<p>■シックハウス規定に関する換気設備の変更（必要換気量を下回らないものに限る。）で、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合（換気経路に関する変更等を伴う場合を除く。）</p> <p>■シックハウス規定に関する換気経路に関する部分的な変更で、換気設備の能力の変更を伴わないもので、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p> <p>■大臣認定浄化槽を別の大臣認定浄化槽とする変更（人槽の変更がないものに限る。）</p> <p>■浄化槽処理又はくみ取り便所から下水道放流への変更</p> <p>■下水道放流又はくみ取り便所から浄化槽処理への変更（①住宅（日本工業規格 JIS A 3302の3.1の表の2項イ）で②大臣認定浄化槽の場合に限る。）</p> <p>■下水道放流又は浄化槽処理からくみ取り便所への変更（確認の特例対象の場合に限る。）</p> <p>■その他これらに類する変更で、建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>
不燃材料	不燃材料																																	
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料																																	
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料																																	
耐火構造	耐火構造																																	
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造																																	
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造																																	
令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造																																	
令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造																																	
令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造																																	
令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造																																	
令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造																																	
令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造																																	
特定防火設備	特定防火設備																																	
令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備																																	
令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備																																	
令第110条の3の技術的基準に適合する	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112																																	

改正後（令和8年4月1日以降）

改正前（令和8年3月31日以前）

	<table border="1"> <tr> <td>防火設備</td> <td>条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の記述的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>第二種ホルムアルデヒド発散建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> <tr> <td>第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> <tr> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> </table>	防火設備	条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の記述的基準に適合する防火設備	第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	
防火設備	条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備											
令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の記述的基準に適合する防火設備											
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料											
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料											
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料											
井戸の位置	■井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）※1											
開口部の位置及び大きさ	<p>■開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）※1</p> <p>イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの</p> <p>ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの</p> <p>ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>(1)当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの</p> <p>(2)令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの</p>	<p>■開口部の位置及び大きさの部分的な変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>										

	<table border="1"> <tr> <td>防火設備</td> <td>条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の記述的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>第二種ホルムアルデヒド発散建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> <tr> <td>第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> <tr> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> </table>	防火設備	条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の記述的基準に適合する防火設備	第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	
防火設備	条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備											
令第136条の2第三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第四号の記述的基準に適合する防火設備											
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料											
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料											
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料											
井戸の位置	■井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）※1											
開口部の位置及び大きさ	<p>■開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）※1</p> <p>イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの</p> <p>ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの</p> <p>ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>(1)当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの</p> <p>(2)令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの</p>	<p>■開口部の位置及び大きさの部分的な変更で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>										

改正後（令和8年4月1日以降）

	<p>二 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの</p>	
建築設備	<p>建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）※1</p>	
法第87条の4昇降機、エレベーター、エスカレーター小荷物専用昇降機、昇降機以外の建築設備	<p>■構造詳細図等における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするもの※1 ■建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）※1</p>	<p>■高さが増加する場合（5%以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>
法88条1項工作物	<p>■位置の変更※1 ■構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小はりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）※1 ■構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十三号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）※1 ■構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第1項第十三号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更※1 ■観光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）※1</p>	<p>■高さが増加する場合（5%以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>
法88条2項工作物	<p>■築造面積が減少する場合における当該面積の変更※1 ■高さが減少する場合における当該高さの変更※1</p>	<p>■築造面積が増加する場合（10㎡以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合 ■高さが増加する場合（5%以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>

改正前（令和8年3月31日以前）

	<p>二 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの</p>	
建築設備	<p>建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）※1</p>	
法第87条の4昇降機、エレベーター、エスカレーター小荷物専用昇降機、昇降機以外の建築設備	<p>■構造詳細図等における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするもの※1 ■建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）※1</p>	<p>■高さが増加する場合（5%以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>
法88条1項工作物	<p>■位置の変更※1 ■構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小はりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）※1 ■構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十三号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）※1 ■構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第1項第十三号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更※1 ■観光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）※1</p>	<p>■高さが増加する場合（5%以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>
法88条2項工作物	<p>■築造面積が減少する場合における当該面積の変更※1 ■高さが減少する場合における当該高さの変更※1</p>	<p>■築造面積が増加する場合（10㎡以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合 ■高さが増加する場合（5%以内の単なる増加に限る。）で建築基準関係規定に係る変更が明らかに生じないと認められる場合</p>